

奈良市入札監視委員会報告書

平成 27 年 3 月

奈良市入札監視委員会

はじめに

平成 13 年 4 月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、同法第 15 条の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以降、「適正化指針」という。）において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保について審査及び意見の具申を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置を始め、その他学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとされた。

奈良市では、それらの要件を確保し、入札や契約手続を監視する公正かつ独立した第三者機関として、平成 23 年 1 月に奈良市入札監視委員会を設置した。平成 25 年 3 月、奈良市から任命を受けた委員会は、学識経験者、弁護士及び公認会計士の 3 名で組織し、各委員が個別に抽出した案件を基に、外部監査的な視点で入札事務が公正・適正に執行されているかについて審議を重ねてきた。

本報告書は、2 年間の任期を迎えるに当たり、本委員会が審議の中でどのような点に着目し議論を行ってきたのかをここに報告する。さらに今後の改善に向けた検討課題について取りまとめたので、本報告者からの提言とする。

第 1 章 委員会の開催及び抽出対象案件

1 委員会の開催頻度

奈良市入札監視委員会は、原則として3か月に1回の開催とし、平成25年度から2年間で合計9回の審議を行った。

平成25年度

| | | |
|---------|----------------|-------------|
| 第1回定例会議 | 平成25年5月30日(木) | 15:00～17:00 |
| 第2回定例会議 | 平成25年8月30日(金) | 15:00～17:00 |
| 第3回定例会議 | 平成25年11月28日(木) | 15:00～17:00 |
| 第4回定例会議 | 平成26年2月12日(水) | 15:00～17:00 |

平成26年度

| | | |
|---------|----------------|-------------|
| 第1回定例会議 | 平成26年5月29日(木) | 15:00～17:00 |
| 第2回定例会議 | 平成26年8月28日(木) | 15:00～17:00 |
| 第3回定例会議 | 平成26年11月28日(金) | 15:00～17:00 |
| 第1回臨時会議 | 平成27年1月15日(木) | 9:00～12:00 |
| 第4回定例会議 | 平成27年2月23日(月) | 15:00～17:00 |

2 審議対象となる入札事案の抽出方法

定例会議では奈良市から入札手続の運用状況について報告を受け、そのうち委員会が事前に抽出した案件について、入札事務が公正・適正に執行されているかの審議を行った。本委員会が抽出の対象としたのは、概ね四半期ごとの奈良市及び奈良市企業局が発注した予定価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超える測量・建設コンサルタント業務若しくは請負契約において設計変更を行った工事等の案件である。

平成25年度

| | |
|---------|--|
| 第1回定例会議 | 平成25年5月30日 |
| 審議対象期間 | 平成24年11月1日～平成25年3月31日 |
| 抽出対象案件 | 一般競争入札167件、指名競争入札33件、随意契約4件 |
| 抽出案件 | ①伏見中学校他4校園耐震診断業務委託(一般競争入札) ②(仮称)奈良市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画策定に伴う基礎調査業務委託(指名競争入札) ③JR奈良駅東口駅前広場及び市道中部第626号線整備工事(総 |

合評価落札方式一般競争入札)

④庁舎充電設備設置工事 (制限付一般競争入札)

⑤口径 100~50 耗配水支管改良工事に伴う路面復旧工事 (制限付一般競争入札)

第 2 回定例会議 平成 25 年 8 月 30 日

審議対象期間 平成 25 年 4 月 1 日~6 月 30 日

抽出対象案件 一般競争入札 127 件、指名競争入札 34 件、随意契約 2 件

抽出案件

①平城西小学校耐震補強設計業務委託 (制限付一般競争入札)

②東福祉センター他 2 施設耐震診断及び耐震補強設計業務委託(制限付一般競争入札)

③平城小学校校舎耐震補強その他工事 (制限付一般競争入札)

④環境清美工場 3, 1 号炉点検整備補修 (一般競争入札)

⑤流域下水道接続口及び奈良幹線最終口における水質検査業務委託 (指名競争入札)

⑥環境清美工場の各種測定分析 (指名競争入札)

第 3 回定例会議 平成 25 年 11 月 28 日

審議対象期間 平成 25 年 7 月 1 日~9 月 30 日

抽出対象案件 一般競争入札 171 件、指名競争入札 31 件、随意契約 12 件

抽出案件

①橋梁耐震工事 (黒髪橋) (一般競争入札)

②奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備実施設計業務委託 (一般競争入札)

③宝来ポンプ所 3 号送水ポンプ更新工事 (一般競争入札)

④各導水路施設草刈委託 (制限付一般競争入札)

⑤緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託 (一般競争入札)

第 4 回定例会議 平成 26 年 2 月 12 日

審議対象期間 平成 25 年 10 月 1 日~12 月 27 日

抽出対象案件 一般競争入札 116 件、指名競争入札 22 件、随意契約 14 件

抽出案件

①春日中学校給食室新築工事 (制限付一般競争入札)

②都祁中学校校舎改築工事 (総合評価落札方式一般競争入札)

③頭首工整備工事 (横井三丁目地内・八嶋樋井堰) (一般競争入札)

④(仮称)入江泰吉旧居耐震補強及び改修その他工事 (一般競争入)

⑤口径 100 耗配水支管改良工事 (制限付一般競争入札)

平成 26 年度

- 第 1 回定例会議 平成 26 年 5 月 29 日
審議対象期間 平成 26 年 1 月 6 日～3 月 31 日
抽出対象案件 一般競争入札 92 件、指名競争入札 20 件、随意契約 10 件
抽出案件 ①(仮称)入江泰吉旧居耐震補強及び改修その他工事（一般競争入札）
②浸水対策工事（八条五丁目地内・大門川支流）（一般競争入札）
③測量設計業務委託（大柳生町地内・東部第 132 号線）（制限付一般競争入札）
④測量設計業務委託（六条一丁目地内・中部第 340 号線）（制限付一般競争入札）
⑤春日中学校給食室新築工事の請負契約における設計変更
- 第 2 回定例会議 平成 26 年 8 月 28 日
審議対象期間 平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日
抽出対象案件 一般競争入札 135 件、指名競争入札 24 件、随意契約 6 件
抽出案件 ①環境清美工場の各種測定分析（指名競争入札）
②舗装道補修工事（南京終町四丁目地内・北部第 340 号線）（制限付一般競争入札）
③街区公園（ゾーン 5）除草業務委託（制限付一般競争入札）
④三笠中学校他 3 校耐震補強設計業務委託（一般競争入札）
⑤藤原町観光トイレ新築工事の請負契約における設計変更
- 第 3 回定例会議 平成 26 年 11 月 28 日
審議対象期間 平成 26 年 7 月 1 日～9 月 30 日
抽出対象案件 一般競争入札 130 件、指名競争入札 32 件、随意契約 5 件
抽出案件 ①富雄北小学校他 5 校トイレ改修に伴う建築設計業務委託（一般競争入札）
② 2, 3 号炉点検整備補修（一般競争入札）
③ 2, 3 号炉排ガス施設点検整備補修（一般競争入札）
④庁舎北棟非常用発電機設置工事（一般競争入札）
⑤黒谷ポンプ所 1 号送水ポンプ更新工事（指名競争入札）

第1回臨時会議 平成27年1月15日
審議内容 総合評価落札方式の改正及び低入札価格調査制度の改正について

第4回定例会議 平成27年2月23日
審議対象期間 平成26年10月1日～12月26日
抽出対象案件 一般競争入札140件、指名競争入札19件、随意契約15件
抽出案件 ①あやめ池小学校校舎改築その他工事（総合評価落札方式一般競争入札）
②旧平城プール公園整備及び右京ふれあい会館増築に伴う建築実
施設計業務委託（一般競争入札）
③1号炉排ガス施設点検整備補修（一般競争入札）
④橋梁点検業務委託（指名競争入札）

第2章 入札制度の概要

本章では、平成26年度における奈良市の入札制度の概要について報告する。

（1）制限付一般競争入札

奈良市では、平成12年度以降、一般競争入札が徐々に導入され、現在はその対象が11業種（土木、建築、舗装、造園、管、塗装、防水、電気、とび、測量、建築設計）まで拡大しているが、地域要件として事業所の所在地を市内本店に限定する「制限付一般競争入札」を実施している。

（2）等級区分

奈良市では、入札参加機会を均等化するために、会社の規模や能力に応じた等級区分を設けている。具体的には、まず入札参加者等の総合的な能力を判定するために、経営事項審査の総合評定値通知書に基づいた客観的要素と工事成績評点表（表1）に基づいた主観的要素がそれぞれ評定され、その合計数から総評点が算定されている。そしてその算定結果に基づいて決定されているのが、格付基準表である（表2）。

等級区分は、土木と建築の工種で設けられ、その参加者数及び年間発注金額等の動向を加味して決定される（表3）。ただし、土木のC～Fランクは業者数が多いため、2グループに分けて入札が行われている。

表1 工事成績評点表

| 工事成績 | A | B | C | D | E |
|------|----------|---------|---------|---------|------|
| 点数 | 100点～91点 | 90点～81点 | 80点～71点 | 70点～51点 | 50点～ |
| 評点 | 30 | 15 | 6 | 0 | -20 |

(注) 前格付時の年の1月1日から格付をしようとする年の前年の12月31日までの間における市発注工事の平均工事成績(2ヵ年分)により評点する。

表2 格付基準表

| 等級 | A | B | C | D | E | F | G |
|----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|----|
| 点数 | 850点以上 | 849点～750点 | 749点～650点 | 649点～600点 | 599点～550点 | 549点以下 | 新規 |

(その他の要件)

- ・ A等級及びB等級は、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。
- ・ A等級は資本金額4,000万円以上、B等級は資本金額2,000万円以上とする。
- ・ A等級は1級技術者3人以上を含む技術者7人以上、B等級は1級技術者1人以上を含む技術者3人以上、C等級は1級又は2級技術者を1人以上含む技術者2人以上とする。

表3 等級区分(平成26年度)

| (土木) 390社 | | (新規:7社) | |
|-----------|-------------------|---------|-----|
| 等級 | 設計金額(単位:千円) | 区分 | 業者数 |
| A | 50,000以上 | 1 | 15 |
| B | 30,000以上 50,000未満 | 1 | 25 |
| C | 15,000以上 30,000未満 | 2 | 94 |
| D | 8,000以上 15,000未満 | 2 | 80 |
| E | 3,000以上 8,000未満 | 2 | 78 |
| F | 3,000未満 | 2 | 91 |

| (建築) 148社 | | (新規:2社) | |
|-----------|-------------------|---------|-----|
| 等級 | 設計金額(単位:千円) | 区分 | 業者数 |
| A | 80,000以上 | 1 | 10 |
| B | 50,000以上 80,000未満 | 1 | 9 |
| C | 20,000以上 50,000未満 | 1 | 34 |
| D | 8,000以上 20,000未満 | 1 | 40 |
| E | 3,000以上 8,000未満 | 1 | 19 |
| F | 3,000未満 | 1 | 34 |

※工種は3種まで登録できるため、業者数は重複している。

(3) 予定価格と最低制限基準価格

予定価格は、透明性確保の観点から事前公表することが示されており、奈良市においては平成 12 年から最低制限基準価格と共に事前公表している。

最低制限価格の水準は、国交省が示している「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下、公契連モデル）」が推奨されている。近年、公契連モデルは、最低制限基準価格の水準が引き上げられているのに対し、奈良市は平成 20 年度公契連モデルの水準が適用されている（表 4）。

表 4 建設工事の最低制限基準価格

| 工事請負契約 | 奈良市現行 | 公契連モデル | 公契連モデル | 公契連モデル |
|--------|------------------------|----------|----------------|--------|
| | 20 年度公契連モデル | 21・22 年度 | 23～25 年度 | 26 年度 |
| 直接工事費 | 95 % | | | |
| 共通仮設費 | 90 % | | | |
| 現場管理費 | 60 % | 70 % | 80 % (奈良県 85%) | |
| 一般管理費 | 30 % | | | 55 % |
| 備考 | 70 % < 最低制限基準価格 < 90 % | | | |

(4) 最低制限価格及び低入札価格調査制度

奈良市では最低制限価格の決定に当たって、次のような独自の方式を採用している。

① 3%抽選制度

この制度は、事前公表した最低制限基準価格に、開札日当日に立会人のくじで決定した最低制限価格算出割合（範囲は 97.0%～99.9%に設定されている。）を乗じて、最低制限価格に決定する。

② 変動型最低制限価格制度

この制度は、すべての入札参加者の入札金額から標準偏差を求め、偏差のらち外の入札額を除いた入札金額の平均値の 95%と公契連モデルの値を比較し、低い方の値を最低制限価格に決定する。平成 23 年 9 月以降、予定価格 5,000 万円以上の案件が本制度の対象である。

③低入札価格調査制度

総合評価落札方式案件を対象に低入札価格調査制度を導入しており、調査価格を下回った業者より調査報告書の提出を求めると共に、直接ヒヤリングを行い入札価格の根拠を精査し、低入札価格調査委員会に諮っている。

第3章 抽出案件に対する審議内容

本章では、委員会が抽出した案件に対し主務課及び契約課から説明を受け、どのような審議がなされたかについて報告する。

・伏見中学校他4校園耐震診断業務委託

同時期に6件の耐震診断業務委託が発注され、それぞれ落札業者は異なっているが、落札率は似た結果となっている。奈良市は、予定価格と最低制限価格を事前公表しており、業者は最低制限価格と近い額で入札したため、どれも似た落札率となった。入札は日時を違えて執行しており、同一業者が複数を入札することも、また事前に辞退することも可能で、本件は適正な入札と認められる。

・(仮称)奈良市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画策定に伴う基礎調査業務委託

10者による入札で競争性は高いものの97%を超える高い落札率となった。本件は都市計画部門に登録があり、市内に営業所を持ち、業務実績のあるコンサルタント業者の中から10者を指名し競争入札を執行した。業務は、資料の取りまとめ作業が主で、作業量の見積もり方で価格に差が出たものである。各者の見積り方で金額に幅が見られ、全体的に高額になったと思われる。なお、コンサルタント業務を指名競争入札で行うには理由付けが必要であり、一般競争入札が可能か検討されたい。

・JR奈良駅東口駅前広場及び市道中部第626号線整備工事

一般競争入札で募集したが入札者は3者と少ない。広場に据え付ける屋根の構造物が特殊で、大手メーカーの製品に限定される。また、工事区域がJRの敷地に入っており日本鉄道施設協会認定の工事管理者の配置が入札条件となっている。さらに市内に営業所がある経審1,200点以上の13者と市内本店Aランク11者によるJVが入札条件である。入札者が少ないのは、特殊な屋根工事とJVによる入札条件が敬遠されたと思われるが、何か入札者を増やす工夫が必要であろう。

・庁舎充電設備設置工事

20者の入札があり競争性は高いが、落札率は100%である。奈良市は、予定価格と最低制限価格を事前公表しており、開札当日、抽選により決定した数字(97.0%~99.9%)を最低制限価格に乗じて算出した価格を最低制限基準価格としている。本件は、抽選で99.9%の高値のくじ引きとなり、19者が最低制限価格を下回り失格となっ

た。残った 1 者は、予定価格の満額で入札しており 100%の落札率となったものである。これは奈良市が採用する 3%抽選制度の弊害であり今後の検討課題とする。

- ・口径 100～50 耗配水支管改良工事に伴う路面復旧工事

同時期に複数の工事が発注され、各々落札業者は異なっているが、本事案は特に落札率が高い。本件は制限付一般競争入札で 26 者の入札があった。企業局では設計金額により、登録のある 98 者を 3 グループに分けてグループ毎に発注しており業者が異なるのは通常である。落札率が高いのは、99.9%の高値のくじ引きにより 1 者だけが残った結果である。

- ・平城西小学校耐震補強設計業務委託

本件は 99.9%の高い落札率となった。参加対象者は、市内本店の建築設計 A ランクの 13 者である。当初、参加申込は 5 者あったが、3 者が辞退し 2 者となった。参加者が減り落札者が限定される中で高い落札率になったと推察する。奈良市は、この時期に 10 件の発注を行ったが、他の自治体でも同様の業務が集中した時期で、参加者が少なかったものである。このような事が予想できるなら、エリア要件のない一般競争入札で発注するのも一つの方法であろう。

- ・東福祉センター他 2 施設耐震診断及び耐震補強設計業務委託

入札申込は当初 5 者あったが、その後、全者辞退により入札不成立となった。入札不成立を受け、参加業者のエリア要件を市内本店から県内の営業所に緩和し 10 者の指名競争入札を行った。地域性を重視した入札制度とするなら、エリア要件を市内本店から市内営業所へ拡充する方が主旨に合っている。

- ・平城小学校校舎耐震補強その他工事

本件は 97%を超える高い落札率となった。市は予定価格と最低制限モデル型算出価格を事前公表し 7 者による入札を執行した。最低制限価格は、最低制限モデル型算出価格と最低制限変動型算出価格を比較して低い方の価格を最低制限価格として採用するもので、入札の結果、最低制限モデル型算出価格の方が低くなったためその価格を決定した。入札者のうち 3 者は最低制限価格を下回って失格となり、残りの 3 者は予定価格と同額で入札したため最低制限価格のラインを大きく引き上げた結果、満額より若干低い額で入札した 1 者が落札された。これは変動型最低制限価格制度の弊害と言えるが、発生頻度は少ない。

- ・環境清美工場 3, 1 号炉点検整備補修

環境清美工場発注の案件は特殊な工事が多く、最初に施工したプラントメーカー以外は、応札しないケースが多い。本件は 1 者入札と判断した業者が、事前公表された予定価格と近い額で入札を行ったものである。適切なメンテナンスは、施工したメーカーしか出来ないなら、随意契約とする理由にはなる。施工したメーカー以外が落札して、途中で投げ出すような事態は困るので、継続した保証は必要である。しかし随意契約は、最近の入札制度の流れと逆行し、入札の透明性や妥当な価格かどうかの問題も残る。また市民に対し説明責任が生じる。不要なコストをカットした上で、随意契約の方が安いと判断できる資料が揃うか。引き続き委員会で意見交換していきたい。

- ・流域下水道接続口及び奈良幹線最終口における水質検査業務委託

本件は低い落札率となった。市の予定価格は、人件費を積算し、それに基づいて設計書等を作成しているが、その人件費を会社の給料で賄うような積算にすると低い価格になると思われる。業務は下水道に流入する水質検査だが、確実に履行され正確な成果品も提出されており問題はない。

- ・環境清美工場の各種測定分析業務

高い落札率と業務の内容について確認した。予定価格は非公表だが、過去 5 年間の開札録はHPに公開している。業者は過去の落札額を事前に把握しており落札可能な価格で応札すると思うが、各者の入札額と予定価格には、大きな開きがある。これでは市の予定価格が妥当かという疑問が出てくる。次回、過去の開札録を検証し、どこに問題があるのか確認したい。

- ・橋梁耐震工事（奈保町地内・北部第 8 号線(黒髪橋)）

1 者入札で高い落札率である。入札参加条件は橋梁で経審 1, 100 点以上の業者を対象に一般競争入札を実施した。77 者ある登録業者のうち、応札は 1 者のみで 100%近い落札率であった。予定価格は事前公表しているが、橋梁の耐震工事という特殊工事であり、大手業者 1 者が予定価格に近い入札をした結果である。

- ・奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備実施設計業務委託

本件は低い落札率となった。予定価格は、中核市 9 市の契約額を参考とした。受注者は、後日発注予定のシステム整備業務の入札に参加できない制限を課しており、低い額で落札するメリットはない。業務は工程表どおり進んでおり問題はない。

- ・宝来ポンプ所3号送水ポンプ更新工事

1者入札で高い落札率である。本件は、水中モーターポンプの交換工事である。入札はポンプメーカーを対象とし一般競争入札を実施した。ポンプの外側にケーシングという筒状のケースがあり、この中のポンプを取り替える工事である。設計額はポンプの価格が90%を占め、附帯工事は薄い。ポンプの形状が特殊でかつ既存の配管に直結する工事であり当初に設置したポンプメーカーが有利な形で落札したものである。

- ・各導水路施設草刈委託

同種の委託事業の中でも特に落札率が高い。これは3%抽選制度で99.9%のくじ引きにより25者中24者が失格となり1者が残った結果である。ルール上のことではあるが、何か改善策は必要だろう。

- ・緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託

本件は入札不調となった。浄水場3ヶ所の運転管理と点検の業務委託だが、昨年まで個別に入札していたものを今年から集約して発注した。集約に際し、新たに示された基準労務単価で積算要領を見直したところ労務単価は低くなったが、業者は旧単価のままで見積ったため見積額に差が出たものである。まとめて発注すると経費面で安くなると思われたが、業者側が対応できなかったことが原因である。

- ・環境清美工場の各種測定分析業務（再審議）

開札録を確認すると、落札業者以外の入札者の金額は、予定価格を大きく上回っている。業務は指定箇所におけるダイオキシン等の測定だが、市は業者の見積りを参考に予定価格を算定しているため、明確な積算根拠に乏しい。入札は成立しており問題はないが、周辺自治体の入札状況について情報提供をお願いする。

- ・春日中学校給食室新築工事

入札参加者が少なくかつ高い落札率である。市内本店の建築A等級、若しくはB等級2者～3者によるJVを参加要件として制限付一般競争入札を執行した。当初8者の申込があったが、6者が辞退し2者による入札となった。建築工事の入札を4日間続けて執行したが、あとになる程入札者が少なくなり逆に落札額は高値となっていった。他の自治体と発注時期が重なり建築業者の登録者数も限定される中仕方ない面もあるが、業者のランクを広げるとか、発注のタイミングをずらすとか、何らかの措置を検討されたい。

- ・都祁中学校校舎改築工事

入札参加者の少ない事案である。本件は予定価格と調査基準モデル型算出価格を事前公表している。参加資格は、市内本店A等級の建築業者2者によるJVとし、入札は総合評価落札方式で実施した。奈良市には、建築工事で予定価格1億5,000万円（開札時点。現在は2億円）を超える案件は、5者以下でJVを構成するという規定がある。A等級には11者の登録があり、2者でJVを組むと最大5者しか組織できない。メンバーが固定化された中での入札であり、競争性が発揮できておらず、等級区分の見直しが必要である。

- ・頭首工整備工事（横井三丁目地内・八嶋樋井堰）

入札不調となった事案である。本件は国の補助規定により、工事費の次年度繰越が認められず3月末までに竣工させる規定があった。水門は現地の形状に合う形で製作されるが、4か月半の工期のうち、3か月半はその製作に必要で、工期が短く納期がギリギリの状態であった。工期の短さが敬遠されたように思われる。

- ・（仮称）入江泰吉旧居耐震補強及び改修その他工事

入札不調が3度続いた事案である。工事は、木造住宅の古い部分を活かして耐震補強工事や瓦の葺き替え、内部の改修工事等を行うものである。改修工事には、木造の大工工事が多く含まれており、見積りのしにくい特殊な工事であった。市は1者ごとに現地説明会を開催し、積算しやすい方法に改善された。

- ・口径100 耗配水支管改良工事

同種の工事に比べ工事費が高額である。当該地は水道管の敷設時期が古く、破裂や漏水の多い路線の一つである。住宅密集地のため、水道管の入れ替えは、一旦既設の水道管を止め配管工事を行わねばならない。そのため仮配管は通常1ルートのところ、ここでは2ルート必要となり工事費が高額になったものである。

- ・浸水対策工事（八条五丁目地内・大門川支流）

1者入札でかつ高い落札率である。河川の浸水対策によるポンプ工事だが、特定の業者しか施工できない特殊な工事ではなく、複数の業者が参加できる仕様となっている。入札者が少ないのは、工期が26年3月から28年までの長期間に渡るため、技術者を確保し続けることが敬遠されたと思われる。

- ・測量設計業務委託（大柳生町地内・東部第132号線）

- ・測量設計業務委託（六条一丁目地内・中部第340号線）

大柳生町の測量はA等級、六条一丁目の測量はB等級の業者に発注したが、A等級は2者、B等級は不成立となった。かねてよりB等級の案件は、入札者の少ない状態が続いている。入札不成立を受け、A・B両等級に参加資格を拡げ執行された。

- ・環境清美工場の各種測定分析（再審議）

応札額に大きな開きがある。業者は、毎年の落札額を把握しているにもかかわらず、到底落札できない金額で入札する意図が理解できない。入札額と落札額を比較すると大きく乖離した業者もおり積算根拠に疑問が残る。最終的に一番低い額を提示した業者が落札しているが、応札額のばらつきは気になる。

- ・舗装道補修工事（南京終町四丁目地内・北部第340号線）

- ・街区公園（ゾーン5）除草業務委託

最低制限価格と落札額が同額である。舗装道補修工事は40者、除草業務委託は36者の登録がある。土木、舗装、造園は登録業者数も多く、同額で入札となる件数は多い。参加者が多くなれば同額の落札も増えることが確認できる。

- ・三笠中学校他3校耐震補強設計業務委託

落札額と予定価格が同額である。8者の入札があり、くじで99.9%の率が決定した。7者が最低制限価格未満で失格となり、予定価格と同額で入札した1者が落札された。低額で入札した業者が失格となり高値の落札となった。3%抽選制度の弊害といえる。

- ・富雄北小学校他5校トイレ改修に伴う建築設計業務委託

本件は高い落札率である。1度目の入札不成立後に参加条件を地域要件のない一般競争入札に緩和した結果、2者の応札があり2者とも予定価格の満額で入札された。過去に執行された建築設計業務の落札率は相対的に低く、本件のみが高い落札率となっている。こういう事例が見られる以上、何らかの工夫は必要である。

- ・2,3号炉点検整備補修

- ・2,3号炉排ガス施設点検整備補修

本件は1者入札である。以前は指名競争入札を実施していたが、1者しか応札がないため、一般競争入札に緩和したが相変わらず1者入札が続いている。当初にプラントを設置した業者1者の入札が続いており、競争性は見られない。過去に随意契約から競争入札に移行した経緯もあり、随意契約に戻すのには、関係課以外の第三者のチェック体制をどう構築するか課題はある。

- ・庁舎北棟非常用発電機設置工事

本件は1者入札である。入札執行時は、K社が発注した送電線工事に関し、公正取引委員会が独占禁止法に基づく排除命令及び課徴金納付命令を関連業者に課した。処分の対象となった事業者の内、奈良市に登録のある業者は14者おり、入札参加停止期間と入札時期が重なったため参加者が少なくなったと思われる。入札は問題なく執行されており、結果として1者しか応札がなかったものである。

- ・黒谷ポンプ所1号送水ポンプ更新工事

本件は高い落札率である。同様のポンプ更新工事を前年に一般競争入札で執行したところ、参加者が2者と少なく、高い落札率となった。今回は条件に合う5者全てで指名競争入札を執行したが、設計金額の90%がポンプ費であり高額での落札となった。

- ・あやめ池小学校校舎改築その他工事

本件は高い落札率である。当初、4者の申込があったが、2者辞退され2者の入札となった。この時期、他にも金額の高い入札があり入札が手控えられたことがある。現場に至る接道が狭く、また敷地内には高い擁壁もあり、手間の掛かる工事が敬遠されたと思われる。入札は総合評価落札方式で実施したため、技術評価点の高い業者が高値で応札し、低い価格で応札した業者を評価値で逆転し落札した結果である。

- ・旧平城プール公園整備及び右京ふれあい会館増築に伴う建築実施設計業務委託

1回目は入札者が1者のため入札不成立となり、日時と入札条件を改めた2回目で落札した。最初の制限付一般競争入札から、2回目は市外業者を含めた一般競争入札に緩和した。今回と同様の条件変更を行い、入札を執行したのは、昨年度が2件、今年度は3件目である。入札参加者の少ない案件は、参加しやすい条件設定が必要と思われる。

- ・1号炉排ガス施設点検整備補修

本件は1者入札である。排ガス点検や炉点検整備は、度々委員会で取り上げているが、今回も1者入札で競争性が見られない。予定価格は事前公表されており、満額より下の価格で入札されていることを考えると、一般競争入札を執行している妥当性はある。排ガス施設点検とは、ダイオキシンの点検であり、市民生活の安全に直結する業務である。価格競争を追求するあまり適正な点検ができない業者が落札しては元も子もない。価格を重視するのか、性能保証を重視するのか、それぞれ一長一短はある。プラントメーカーは、他者が整備した機械は保証しないため、結局は設置したプラン

トメーカーしか整備が出来ない状況となっている。平成 23 年度より一般競争入札を執行した実績もあり、金額に見合った随意契約が締結できるなら、それも可能と思う。

ただし、随意契約が妥当であるか否かを精査するための第三者機関を設ける等、体制を確保すべきと考える。

・橋梁点検業務委託

15 者の入札があり競争性は高いものの高い落札率である。国交省は平成 24 年 12 月の笹子トンネル崩落事故を受け、平成 26 年 7 月に全国の全橋梁を近接目視により安全確認するよう法改正された。奈良市に対象となる橋梁は 674 橋あり、今回はその中から道路を跨ぐよう設置された 36 橋を抽出し実施した。点検調査には、専用の特殊車両が必要となり、所有する業者も限られる。また、各自治体が一斉に発注したこともあり、業者の取り合いとなっている。5 年以内で全ての点検をしなければならず来年度以降もこの業務は続く。県では市域を越えた入札が可能か検討を始めた。

第 4 章 入札・契約制度に関し改善された内容

本章では、奈良市が平成 25 年度から平成 26 年度に実施した入札・契約制度に関し、改善された措置について次のとおり報告する。

1 奈良市入札参加者申請情報公開システム

奈良市は、入札制度改革の一環として、平成 26 年度から奈良市に登録のある建設業者及びコンサルタント業者全 2,256 者の業者情報や入札結果情報を HP に公開している。業者情報として、所在地、代表者名、資本金、役員名簿や完成工事高等を、入札結果情報として、落札者、落札金額、契約日、竣工日、変更請負金額、工事成績、現場代理人、技術者等を公開している。また、過去の契約実績、工事（業務）名、落札者等から検索も可能である。業者情報や入札結果情報は、暫時更新され、市民は最新の入札情報等を知ることができる。市民と情報を共有し、積極的に情報公開を行うことにより、市民の知る権利に資することとなり、その結果、入札に対する市民の信頼を確保することにつながる。

2 工事請負契約における設計変更ガイドライン

奈良市は、工事請負契約において設計変更に関する統一した規準作りを進めていたが、平成 25 年 9 月に「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を施行した。受注者との協議内容は文書記録に残し、設計変更は、工事の目的を変更しない範囲にお

いて必要とする場合等基本原則を明示した。また、設計変更の範囲が 30%を超えるものは、別途契約によることを原則とするが、分離発注が困難で高額、高率、又は大幅な設計変更を行う場合は、奈良市建設工事等入札審査会による事前協議会での承認を条件とした。承認された同事案については、併せて入札監視委員会へ報告することとした。ガイドラインの施行により取扱いの統一性が確保され、さらに詳細な経過記録の作成と適正な情報の共有により、不当要求等に対する組織的な対応が可能となった。

3 J V 発注基準の緩和

奈良市は、平成 26 年度に J V の発注基準を一部見直し、一般競争入札の対象となる建設工事の金額を、土木工事は「12,000 万円以上の土木工事」から「15,000 万円以上の土木工事」へ、建築工事は「15,000 万円以上の建築工事」から「20,000 万円以上の建築工事」へと発注基準を改正した。J V は、各企業から 1 人の技術者を専任で置かなければならないため、業者は技術者不足に陥りやすい。本緩和により、入札参加しやすい体制に改善された。

第 5 章 今後の改善に向けた課題

本章では、第 3 章で取り上げた本委員会での議論を踏まえて、今後さらに改善すべき課題を次のとおり取りまとめたので、本報告者の提言とする。

1 3 パーセント抽選制度

奈良市では、事前公表した最低制限価格に入札金額が集中する案件の増加により、平成 19 年度から当該制度を採用している。しかしながら、抽選で 99.9% のような高い率に決定すると入札者の大半が最低制限価格未滿で失格となり、予定価格に近い金額で入札した業者が落札するという「上振れ」現象が生じている。このような事態を踏まえると、最低制限価格未滿の「たまたまくじで決定した率」により失格となる制度が適正か否か議論の余地が大いにある。競争性を担保しつつ落札者を決定する新たな制度を検討されたい。

2 1 者入札

排ガス施設点検整備や炉点検整備補修工事は、当初に施工したメーカー以外は入札に参加しないケースが多い。入札者は 1 者で、事前公表された予定価格に近い額で入札するため一般競争入札でありながら競争性は発揮できていない。1 者入札の事案には、ゴミ焼却炉の点検や排ガス（ダイオキシン）点検等市民生活に直結する業務が含

まれており、価格競争だけにとらわれる必要はない。しかし随意契約は、市民に理解を得られるのは当然のこととし、市は随意契約をチェックする体制を整え、恣意的な運用に対し抑止力を働かす組織作りが必要となる。どのような体制を構築できるか検討されたい。

3 入札不調

平成 25 年度は工事で 5 件、26 年度は 11 件の入札不成立があった。奈良市は比較的少ないが、全国的には増加傾向である。今年度の公共工事が 16%程上昇する中、民間からの受注も上向いており、不調の原因としては、配置技術者の不足、作業員の不足、資材の不足に加え、人件費の高騰、作業員の高齢化等社会的な要因も考えられる。発注時期の平準化、早期発注、余裕のある工期設定、配置技術者の緩和等入札不調を回避できる手法を検討されたい。

4 制限付一般競争入札

奈良市は、前述の土木、建築、舗装工事等 11 業種を市内に本店のある事業者に限定して発注しているが、測量や建築設計は参加者が少なく競争性が発揮できていない事案が見られる。入札参加者が見込めない案件は、ランク区分の撤廃や地域要件のない一般競争入札を検討する余地がある。また、現在、指名競争入札としている建設コンサルタント、地質調査、計量及び補償調査は、一般競争入札へ移行可能か検討されたい。

5 総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の見直し

国は、現在及び将来の公共工事の品質確保や担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）、建設業法、入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の三法の改正を行った。

奈良市においても、平成 20 年 5 月に総合評価落札方式試行要領を制定し、5,000 万円以上の工事を対象として年間 5～6 件を抽出し、総合評価落札方式により入札を行っている。試行から 7 年が経過した中で、これらを検証した上で目的に沿った改正を検討されたい。

平成 27 年 3 月 27 日

奈良市入札監視委員会

委員長 森 裕之

委員 小島 幸保

委員 中川 雅晴